

施策分析シート（令和4年度）

No1

施策名	まちの美化の推進			施策No	08-04	部課名	環境清掃部環境課			
関連部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課、土木管理課、建築指導課、健康部生活衛生課、健康推進課									
行政評価	分野	IV	環境先進都市							
事業体系	政策	08	良好で快適な生活環境の形成							
目的	「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令に基づき、公害の発生源に対して必要な規制・指導等を行うとともに、まち全体の美化活動を推進し、区民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。									
指標	幸福実感指標名			指標の推移		指標に関する質問文				
	①周辺環境の快適さ	3.06	—	3.10		お住まいの地域で、生活する上での不快を感じますか？				
	②									
	③									
	④									
指標	施策の成果とする指標名			指標の推移			指標に関する説明			
	①発生源別苦情件数（件）	190	253	270	270	120	住民等から寄せられた苦情			
	②啓発指導員による指導件数（件）	3,512	3,684	3,217	3,500	2,400	まちの環境美化マナーアップ業務委託実績（30年度より回数増）			
	③									
	④									
	⑤									
(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目	2年度	3年度	差額	勘定科目	2年度	3年度	差額		
	給与関係費	40,251	42,117	1,866	地方税等	0	0	0		
	物件費	54,967	31,370	▲ 23,597	国庫支出金	0	0	0		
	維持補修費	0	257	257	都支出金	16,301	69	▲ 16,232		
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0		
	補助費等	28	97	69	使用料及び手数料	378	368	▲ 10		
	減価償却費	915	1,712	797	その他	36	32	▲ 4		
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	16,715	469	▲ 16,246		
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,476	13,665	11,189	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 86,086	▲ 88,749	▲ 2,663		
	その他行政費用	4,164	0	▲ 4,164	金融収支差額(d)	0	0	0		
貸借対照表	行政費用合計(b)	102,801	89,218	▲ 13,583	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 86,086	▲ 88,749	▲ 2,663		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別取支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 86,086	▲ 88,749	▲ 2,663		
	勘定科目	2年度	3年度	差額	勘定科目	2年度	3年度	差額		
	流動資産	0	0	0	流动負債	2,091	1,920	▲ 171		
固定資産	不納欠損引当金	0	0	0	還付未済金	0	0	0		
	その他の流動資産	0	0	0	特別区債	0	0	0		
	有形固定資産	35,192	34,650	▲ 542	賞与引当金	2,091	1,920	▲ 171		
	土地	19,045	19,045	0	その他の流动負債	0	0	0		
	建物	16,438	16,438	0	固定負債	12,541	21,332	8,791		
	建物減価償却累計額	▲ 291	▲ 834	▲ 543	特別区債	0	0	0		
	工作物等	0	0	0	退職給与引当金	12,541	21,332	8,791		
	工作物等減価償却累計額	0	0	0	その他の固定負債	0	0	0		
	無形固定資産	0	0	0	負債の部合計	14,632	23,252	8,620		
	建設仮勘定	0	0	0	正味財産	26,833	16,501	▲ 10,332		
資産の部合計	その他の固定資産	6,273	5,103	▲ 1,170	正味財産の部合計	26,833	16,501	▲ 10,332		
	資産の部合計	41,465	39,753	▲ 1,712	負債及び正味財産の部合計	41,465	39,753	▲ 1,712		
財務諸表に関する特徴的事項等										
<p>○行政費用の物件費が減少したのは、PCB廃棄物の処分量の減少等のためである。</p> <p>○行政費用のその他行政費用が減少したのは、新規の喫煙所整備等がなかったためである。</p> <p>○行政収入の都支出金が減少したのは、都の補助金の交付対象であった喫煙マナーアップ業務委託等に係る経費が、令和3年度から対象外となったためである。</p> <p>○行政収入のその他は、喫煙所に民間事業者が設置している自動販売機の電気料金としての収入である。</p>										

施策の現状・課題・今後の方向性

現状	<ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭は、いわゆる「典型7公害」と呼ばれ、法により規制されている。なかでも、一般生活から発生する最近の騒音・振動・悪臭問題は、生活に密着した新たな都市・生活型公害として位置付けることができる。これらの公害への対応は、設備更新や建物の改修工事といった大規模な対策が必要な場合もあるため、解決まで時間をおくるものも多い。 ○国民の健康意識の向上や東京都受動喫煙防止条例等の施行に伴い、喫煙マナーに関する区民の声が多くなっている。 ○区政世論調査の「今後区に力を入れて欲しい事業」に関する質問的回答では、「騒音・ポイ捨て対策等の良好な生活環境のための施策の充実」が上位に挙げられるようになっている。
	<ul style="list-style-type: none"> ○アスベストが使用されている可能性のある建築物の解体が今後増加していくなか、改正大気汚染防止法で義務付けられるアスベストの使用に関する事前調査及びその調査結果の報告について、事業者等への周知が必要である。 ○喫煙マナーの向上に関しては、啓発活動の充実とともに、分煙環境の整備を推進するため、閉鎖型を主とした指定喫煙場所の設置が必要であるが、道路法や建築基準法の制限があるため、その場所の確保が大きな課題となっている。
	<ul style="list-style-type: none"> ○都市・生活型公害、マンション建設工事等に起因する苦情については、環境清掃部だけでなく、防災都市づくり部、区民生活部、福祉部、健康部等と問題を共有化し、連携して解決を図っていく。大気汚染、水質汚濁、土壤汚染の問題があった場合には、近隣区とも連携した取組みが必要である。 ○アスベスト対策については、防災都市づくり部と連携して、解体工事の実施情報を共有化していくとともに、現場のパトロールを継続していくことにより、飛散対策に重点を置いた事業者への指導を充実させていく。 ○指定喫煙場所については、国や都の動向等も注視しつつ、引き続き適地の選定・確保に努めるとともに、他自治体の事例等も参考にしながら、様々な整備方法を検討していく。 ○ポイ捨て対策等については、「わがまちはわが手で美しく」のスローガンのもと、より多くの区民に美化活動等にご協力いただけるよう、楽しく意欲的に参加できる事業を展開していくとともに、若い世代への情報提供を強化するため、SNSを活用した情報発信も行っていく。

施策の分類		分類についての説明・意見等
4年度	5年度	
推進	推進	区民が安心して暮らせる環境を守るため、各部や関係機関と連携を図り、区民の健康と安全の確保に努めることは、基幹自治体である区の責務であり、本施策を推進する。

施策を構成する事務事業の分類								
事務事業名	事務事業No	行政費用（千円）		決算額（千円）		施策推進のための分類		分類についての説明・意見等
		2年度	3年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
まちの環境美化推進費	07-01-10	38,265	24,696	42,005	11,828	推進	推進	清潔で美しい荒川区をつくるためには、区民・事業者及び団体が相互に協力し合い、美化活動及び喫煙マナーの啓発活動に取り組むことが重要であるため、今後も推進する。
公害対策費	07-01-11	29,917	44,835	1,938	1,802	推進	推進	区民の健康と安全を守るために、公害の発生原因や、苦情の背景を調査し、関係部署とも連携して早急な課題解決を図る必要があるため、推進する。
特殊有害物質処分費	07-01-12	34,618	19,687	33,354	18,094	継続	継続	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管、処分等について、確実かつ適正な処理を行う。
合 計		102,800	89,218	77,297	31,724			

